

指定管理者募集に係る質問に対する回答（中区を除く全区民文化センター）

No.	資料	項	質 問	回 答
1	仕様書	II 指定管理者が行う業務の範囲 4 区民文化センターの施設及び設備の維持管理に関すること	施設設備の老朽化が想定されますが、現在の指定管理期間中（平成22年度～平成26年度）に市が発注した施設、設備の修繕、及び購入・更新した備品の年度毎件数及び金額はどのような状況か、ご教示願いたい。	別添資料のとおりです。 平成26年度については、予算執行中のため、記載していません。
2	仕様書	IV リスク分担	リスク分担で、「物価の変動」は指定管理者の負担とされていますが、国のデフレ経済からの脱却政策により、物価上昇や人件費アップも最近報道されています。 今後5年間の長期の物価変動リスクについて、市の負担をどのように考えられておられるのか、ご教示願いたい。	物価変動リスクは指定管理者の負担とします。
3	仕様書	IV リスク分担	リスク分担で、「自然災害等の不可抗力」は、市と指定管理者の「協議」によるとされていますが、自然災害等の不可抗力に対する指定管理者の責任をどのように考えておられるのか、ご教示願いたい。	不可抗力により損害、損失又は増加費用が発生した場合は、損害状況の確認を行った上で、市と指定管理者との協議により費用負担等を決定します。 合理性の認められる範囲で市が負担しますが、指定管理者が加入した保険により補てんされた金額相当分は除きます。
4	仕様書	IV リスク分担	リスク分担で、「大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）」は市の負担とされていますが、注記で「大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、個別に広島市が決定する。」とされています。どのような基準で判断されるのか、ご教示願いたい。 また、官庁では予め予算措置がない場合の対応は困難なことが想定されますが、予め予算措置されているのか、されていない場合どのように対応されるのか、ご教示願いたい。	大規模な修繕に該当するか否かについては、修繕の必要性や緊急度等を考慮して決定します。予め予算措置していませんが、個別の状況等を勘案し、必要な予算を措置します。
5	仕様書	IV リスク分担	100万円以上の緊急修繕が必要となった場合等、市において早期の予算措置は困難で、指定管理者が緊急対応せざるを得ないことも想定されますが、事後、その経費は市において負担していただけるのか、ご教示願いたい。	市において負担しません。

6	仕様書	IX 命名権の導入	<p>命名権が導入された場合、指定管理者はイベントの開催時に呼称を使用した広報を行うなど、適切に対応することが求められていますが、命名権の導入により生じる経費（看板の架け替えなど）については、指定管理者の負担としないことも定められています。</p> <p>については、看板の架け替え等に係る事務処理（契約・支払）も、市で行うと考えてよいか。また、パンフレットの刷り直し、館内表示の修正等の費用、及び、施設周辺の道路案内標識（著名地点）の変更に伴う関係省庁との調整手続きも市負担と考えてよいか、ご教示願いたい。</p>	<p>看板の掛け替えに係る事務処理は、命名権取得者が行います。</p> <p>パンフレットの刷り直し、館内表示の修正の費用は、本市又は命名権取得者が負担します。</p> <p>施設周辺の道路案内標識の変更に伴う関係省庁との調整手続きは、本市又は命名権取得者が行います。</p>
7	仕様書	IX 命名権の導入	<p>命名権の設定期間は何年か、また、指定管理期間と重なるのか、ご教示願いたい。</p>	<p>未定です。なお、現在、命名権を導入している3施設の期間は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マツダスタジアム：5年間 ・広島文化学園HBGホール：4年5か月 ・エディオンスタジアム広島：3年間
8		その他	<p>市において大規模なりニューアル工事が行われた場合、利用者増が期待されますが、改修工事中は利用制限や利用者減、収入減等も想定されます。</p> <p>市が計画・検討している施設改修、設備更新はどのようなものか、また、工事期間中の利用料金収入は補てんされるのか、ご教示願いたい。</p>	<p>現在、本市が具体的に計画・検討している施設改修等はありません。</p>
9		その他	<p>官庁における報告書類は詳細なものを要求されることが想定されますが、定例の管理報告以外にも資料提出を求められることはあるのでしょうか。あるとすれば、どのようなものをどの程度の内容か、ご教示願いたい。</p>	<p>議会対応等で資料提出を求めることがあります。内容等について示すことは困難です。</p>

施設・設備の修繕及び購入備品等の件数及び金額について(市発注分)

【施設・設備の修繕等】

(単位:円)

施設	年度	件数	金額	備 考
東区民文化センター	22年度	2	76,891,869	内1件は、21～27年度(6年間)の複数年契約分で、金額は22～25年度までの支出金額を記載。
	24年度	1	2,428,437	
	25年度	1	1,876,997	
南区民文化センター	24年度	1	3,819,848	
	25年度	2	9,834,724	
西区民文化センター	22年度	1	1,807,908	
	25年度	1	2,415,000	
安佐南区民文化センター	23年度	1	19,534,335	
	24年度	1	21,884,584	
	25年度	1	1,662,396	
安佐北区民文化センター	22年度	1	43,732,500	17～24年度(6年間)の複数年契約分で、金額は22～24年度までの支出金額を記載。
	25年度	1	800,520	

【備品購入等】

(単位:円)

施設	年度	件数	金額	備 考
東区民文化センター	23年度	2	307,377	
	24年度	1	164,850	
	25年度	1	84,000	
南区民文化センター	24年度	3	204,225	
	25年度	1	84,000	
西区民文化センター	22年度	1	2,855,664	18～23年度(5年間)の複数年契約分で、金額は22～23年度までの支出金額を記載。
	24年度	3	199,500	
	25年度	1	84,000	
安佐南区民文化センター	24年度	1	190,575	
	25年度	1	84,000	
安佐北区民文化センター	23年度	2	580,074	
	24年度	1	222,600	
	25年度	1	84,000	
安芸区民文化センター	24年度	2	35,500	
	25年度	1	84,000	
佐伯区民文化センター	23年度	4	198,000	
	24年度	1	180,180	
	25年度	2	3,055,500	